

高根沢町立北小学校PTA会則

第1章 総則

第1条[名称]

この会は、高根沢町立北小学校保護者と教職員の会（PTA）と称し、事務所を北小学校に置く。

第2条[目的]

この会は、児童の健全育成を図るとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

第3条[活動]

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 児童の健全育成を図るための活動
- 2 会員相互の親睦と教養を高めるための活動
- 3 学校、家庭、地域との連絡に必要な活動
- 4 学校の教育振興を図るための活動
- 5 その他、目的達成のために必要な活動

第4条[方針]

この会は、児童の健全な成長を念願する社会教育団体として、会員相互の創意に基づき、民主的に運営され、特定の政党や党派に偏る活動や営利を目的とする活動は行わない。また、学校の人事や管理に干渉するようなことがあってはならない。

第2章 組織

第5条[会員及び顧問]

- 1 この会の会員は、本校児童の保護者（またはこれに代わる者）と教職員で、この会に賛同するものとする。
- 2 校長は、本会運営上の諮問に応じて、全ての会合に出席して、意見を述べることができる。
- 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は1年とする。

第3章 役員

第6条[役員]

この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長**若干名**、書記（T1名）、会計2名（P1名・T1名）、理事若干名

第7条[役員を選出]

役員は次の方法で選出する。

- 1 会長・副会長は総会において会員から選出する。但し、理事会において候補者を推薦することができる。
- 2 書記・会計は会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 理事は各地区から互選された者と学年部会の部長とする。
- 4 各地区に代表理事を置く。（理事互選）

第8条 [役員任期]

役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。欠員の補充はそれぞれの選出方法で行い、任期は前任者の残任期間とする。

第9条 [役員の仕事]

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は会計事務を司る。
- 4 書記は会の事務を処理する。

第4章 会計監査委員

第10条 [監事]

この会の経理を監査するため2名の監事を置く。

第11条 [監事の選出及び任期]

監事は会員の中より総会で選出する。(正会員2名) 但し、理事会において候補者を推薦することができる。

監事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。欠員の補充はそれぞれの選出方法で行い、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 学年部会 [学年PTA]

第14条 [学年部会 (学年PTA)]

- 1 学年ごとに学年部会 (学年PTA) を組織し、部長・副部長 (会計を兼ねる) を置く。役員はそれぞれ互選により選出する。
- 2 学年部会の細則は、それぞれの学年ごとに別に定める。

第6章 会議

第15条 [種類]

この会の会議は、総会・理事会・学年部会とする。

第16条 [総会]

- 1 総会は毎年4月に開き、事業の計画・予算・決算及び役員改選・会則改正、その他重要事項について審議する。
- 2 総会は会員の過半数以上の参加者 (但し、委任状を含む) で成立し、議事は参加者の過半数で成立する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて臨時に開くことができる。

第17条 [理事会]

理事会は必要に応じ会長が招集し、総会に次ぐ議決機関で事業の企画・運営について協議する。なお、参加者は会長・副会長・書記・会計・地区代表理事・学年部長とする。

第19条 [学年部会]

学年部会は必要に応じて部長が招集し、学年PTAの運営について協議する。

第7章 会計

第21条 [経費]

本会に必要な経費は会費及びその他の収入で賄う。

第22条 [会費]

会費は正会員年額4,200円とし通帳からの口座振替で納入する。(転出入の場合は在籍月数で納入する)

第23条 [会計年度]

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

第1条 本会には会則及び次の帳簿を備える。

会員名簿

役員名簿

会計簿

議事録

会誌

その他必要な帳簿

第2条 この会は昭和54年4月13日から実施する。

昭和60年4月13日 一部改正 (第22条)

平成2年4月21日 一部改正 (第6条・第22条)

平成6年4月16日 一部改正 (第22条)

平成8年4月16日 一部改正 (第22条)

平成10年4月18日 一部改正 (第6条)

平成11年4月17日 一部改正 (第6条)

平成14年4月17日 一部改正 (第13条)

平成16年4月21日 一部改正 (第17条・第22条)

平成20年4月18日 一部改正 (第7条)

平成21年4月17日 一部改正 (第13条・第14条)

平成22年4月21日 一部改正 (第12条)

令和2年4月24日 一部改正 (第11条・第12条・第14条)

令和5年4月26日 一部改正 (第12条・第22条)

ただし、第12条第1項の規定は令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月24日 一部改正 (第6条・7条・11条・12条・13条・15条・
16条・17条・22条・付則1)

削除 (第18条・20条)

高根沢町立北小学校PTA慶弔内規

第1条 [目的]

本内規は会員相互の情誼を篤くするためにこれを定める。

第2条 [慶祝]

本会員が教育功労者として表彰された場合には賀状並びに記念品を贈呈する。

第3条 [記念品]

本会の退会並びに退任者には次のとおり記念品を贈呈する。

PTA役員（会長・副会長・会計・書記）退任の場合は感謝状と1人3,000円と1,000円の任期年数倍とする。

第4条 [弔意]

本正会員並びに児童が死亡した場合は、次の事項により香料並びに生花を贈呈し会葬する。

- 1 本会員並びに役員の場合は、香料10,000円と生花を贈呈し会葬する。
- 2 学校職員の場合は香料10,000円と生花を贈呈し会葬する。
- 3 児童の場合は香料10,000円と生花を贈呈し会葬する。

第5条 本会の経費は正会員の負担とし、年額300円とする。

第6条 その他の事項において必要のある時には本会役員の協議により、これに定める。

第7条 本内規を変更する場合は、PTA総会の決議による。

付則

第1条 年度末に慶弔費の残額が100,000円を超えた場合は100,000円を残し、創立記念事業等積立金に繰り入れる。

第3条 本内規は昭和46年4月19日から実施する。

昭和50年4月28日 一部改正

昭和52年4月19日 一部改正

昭和61年4月19日 一部改正

平成8年4月16日 一部改正

平成10年4月18日 一部改正

平成13年4月18日 一部改正

平成15年4月16日 一部改正

平成16年4月21日 一部改正

平成24年4月18日 一部改正

令和2年4月24日 一部改正

令和5年4月26日 一部改正

高根沢町立北小学校役員選考委員会会則

第1条 役員は次により選考する

- 1 選考委員会は、学年部長・地区代表理事並びに会長が指名する者をもって構成する。
- 2 選考委員会は委員長をPTA会長とし、執行部役員の選考にあたる。
- 3 選考委員会において候補者を内定し、総会において承認を得る。
- 4 候補者が定員を超えた場合は選挙により決定する。
- 5 選挙を行う場合は各学年から1名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を設け、その管理にあたる。

第2条 役員に欠員が生じた場合には理事会において協議し、これを補充する。

付則

第1条 この会則は平成17年5月10日より施行する。

平成21年1月14日 一部改正

平成30年4月25日 一部改正

令和2年4月24日 一部改正

令和6年4月24日 一部改正

令和6年度PTA役員名

役職名	氏名	地区	学年
会長			
副会長			
会計	P		
	T		
書記	T		
監事			
顧問			